

## 公 告（訂 正 2）

令和 8 年 6 月 17 日付けで公告した「7 線点橋第 1－4 号 長崎県重点維持管理橋梁詳細点検（5 年点検）業務委託（寺島大橋・楠泊橋）」の一般競争入札の実施について下記のとおり公告を訂正する。

令和 8 年 6 月 24 日

長崎県知事 平田 研

### 【訂正箇所】

#### 9 落札者の決定方法及び総合評価の方法

##### （1）落札者の決定方法 に関する訂正

###### <訂正前>

なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじの実施について通知を行い、日時及び場所を指定し、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

###### <訂正後>

なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

以下訂正後の公告文です。

# 公 告

## 一般競争入札の実施（建設関連業務委託）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和 8 年 6 月 1 7 日

長崎県知事 平田 研

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 7 線点橋第 1 - 4 号
- (2) 業務名 長崎県重点維持管理橋梁詳細点検（5 年点検）業務委託（寺島大橋・楠泊橋）
- (3) 業務場所 西海市 大島町・佐世保市 小佐々町
- (4) 業務期間 令和 9 年 3 月 2 6 日限り
- (5) 業務概要 橋梁詳細点検 N = 2 橋
  
- (6) 支払条件 前金払及び部分払 有
- (7) 本業務は、長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱（最終改正令和 6 年 3 月 2 1 日 5 建企第 442 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 10 号に規定する事前審査型入札である。ただし、「入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者」を「入札後に競争参加資格審査を行った者」に読み替える。
- (8) 本業務は、技術資料の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易 1 型）を適用した業務である。
- (9) 本委託業務は、提出資料及び入札書等の提出等について、長崎県建設工事等電子入札実施要綱に基づく、電子入札システム等を使用して行う対象委託業務である。
- (10) 本業務は長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領（令和 2 年 9 月 30 日 2 建企第 363 号。以下「低入札要領」という。）第 5 条に規定する「事務所の長は前条の低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者の全員から別に定める資料（以下「資料等」という。）の提出について、低入札調査実施通知書（様式第 1 号）により低入札調査対象者へ通知する。」業務である。ただし、「前条の低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者の全員から」を「開札後、入札を一時保留し、総合評価の審査の結果、落札予定者が前条の低入札調査対象者の場合は」に、「低入札調査対象者へ通知」を「落札予定者へ通知」に読み替える。
- (11) 本委託業務は、「電子契約（試行）」の対象委託業務である。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

本委託業務の入札参加資格を有する者は、建設関連業務委託総合評価落札方式入札公告共通事項書（以下「共通事項書（建設関連業務委託）」という。）2 の（1）に定める要件を満たし、長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領（最終改正令和 8 年 3 月 2 5 日 7 建企第 2 5 5 号。以下「試行要領」という。）第 8 条第 1 項に規定する提出書類の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たした者とする。

入札参加資格	「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和 53 年長崎県告示第 975 号）第 2 により長崎県入札参加資格者名簿（有効期限：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで）（以下「入札参加資格名簿」という。）の土木関係建設コンサルタント業務「鋼構造物及びコンクリート」及び「道路」部門の登録業務を名簿に登録している者
地域要件	長崎県内に本店、支店又は営業所を有する建設関連業者であるもの
同種業務の	次の条件を満たす、企業としての実績を有すること。

履行実績に関する条件	平成23年度から令和7年度までに完了した業務で、長崎県発注の重点維持管理橋梁のうち、下記橋梁における橋梁点検を元請けとして完了した実績を有すること。 西海橋、寺島大橋、楠泊橋、箕島大橋、新神浦橋、若松大橋、斑大橋、漁生浦橋、鷹島肥前大橋、万関橋、郷ノ浦大橋、平戸大橋、戸岐大橋、生月大橋、福島大橋、荒川橋、四谷河内橋、本郷橋、頭ヶ島大橋、大島大橋、榊島大橋、中尾川大橋、三杉大橋、相浦港大橋、崎戸橋、大船越橋、伊王島大橋の27橋を対象とする。
配置技術者に関する条件	次の条件をすべて満たす管理技術者及び照査技術者の計2名を配置すること。 また、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が解放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。
種類	管理技術者及び照査技術者
国家資格等	以下のいずれかの条件を満たすこと。 ○技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士 ・建設部門（選択科目「鋼構造物及びコンクリート」） ・総合技術監理部門（「建設」） ○上記2つの資格と同等の能力と経験を有する技術者 ○RCCM資格保有者（専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」） ○土木学会認定土木技術者 （1級土木技術者（橋梁）コースB、上級土木技術者（橋梁）コースB） ○建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）で認定された技術管理者（登録部門「鋼構造物及びコンクリート」）
業務経歴	平成23年度から令和7年度までに完了した業務で、国、特殊法人等、地方公共団体、公社発注の橋梁点検業務を元請けの技術者（管理技術者、照査技術者又は担当技術者）として完了した実績を有すること。

(注1) 「本店」とは、会社法第49条に基づき本店住所として登記した所在地を本店とし、それによらない者については、長崎県調査・設計・測量の入札参加資格申請要領に基づき様式1-1により提出された住所所在地を本店とみなす。

(注2) 「営業所」とは、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53年長崎県告示第975号）第2により「入札参加資格名簿」に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

(注3) 申請書は、「入札参加資格名簿」に登載された「受任営業所」でも提出できるものとする。

(注4) 最終学歴は、文部科学省の学校教育法に基づくものとする。

(注5) 同等の能力と経験を有する技術者とは、主任技師相当以上とし、大学卒業後18年以上、短大・高専卒業後23年以上、高校卒業後28年以上の経験年数（ただし、建設コンサルタント登録の業種「鋼構造物及びコンクリート」の経験を含むこと）を有する技術者をいう。

(注6) 旧大学は大学、旧専門学校は短大、旧中等学校（実業高校を含む）は高等学校と同等とする。

2年制の理工系専修学校は短大、1年制の場合は高等学校と同等とする。

大学・短大又は高等学校等の夜間部卒業で、その在学中の実務期間を実務経験年数に加えたい場合は、その一つ前の学歴が最終学歴となるものとする。夜間部卒業を最終学歴とした場合は、その在学中の実務期間は実務経験年数とはみなさないものとする。

3 総合評価に関する事項

(1) 共通事項

- (a) 以下文中の「管内」とは、県北振興局及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所管内（佐世保市、西海市）とする。
- (b) 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。
- (c) 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。
- (d) 様式1号技術資料（企業・配置予定管理技術者の経験及び能力）の自己審査点は「評価基準」に基づき各評価項目の配点を記載すること。
- (e) 「9（2）評価の方法」における仮の評価値の算出は、自己審査点により行う。

(2) 評価項目及び配点

①企業の経験及び能力（20点）			
番号	評価項目	作成様式	配点
①-1	企業の同種業務実績	様式3号：技術資料（企業の同種業務実績表）	6.0
①-2	企業の業務成績評定	様式6号：技術資料（企業の業務成績評定一覧表）	4.0
①-3	県内での同種業務受注実績	様式1号：技術資料（企業・配置予定管理技術者の経験及び能力）	4.0
①-4	災害支援協定	様式1号：技術資料（企業・配置予定管理技術者の経験及び能力）	2.0
①-5	県内在住技術者の雇用	様式4号：技術資料（県内在住技術者の雇用状況確認表）	2.0
①-6	県内在住女性・若手職員の雇用	様式5号：技術資料（県内在住女性・若手職員の雇用状況確認表）	2.0
②配置予定管理技術者の経験及び能力（30点）			
番号	評価項目	作成様式	配点
②-1	配置予定管理技術者の資格	様式7号：技術資料（配置予定管理技術者の経験及び能力）	5.0
②-2	配置予定管理技術者の同種業務実績		5.0
②-3	配置予定管理技術者の手持ち業務件数		10.0
②-4	配置予定管理技術者の業務成績評定		10.0
加算点合計			50.0

【①企業の経験及び能力（加算点計 20点）】

①-1：企業の同種業務実績

評価内容	評価基準	配点
○ 同種業務の要件 公告日の属する年度の直前5ヵ年度（令和3年度【2021年度】）から公告日までに完了した長崎県が発注した同種業務を、元請として受注した実績件数とする。 ・同種業務の条件に該当するもの 長崎県発注の重点維持管理橋梁のうち、下記橋梁における橋梁点検を元請けとして完了した実績を有すること。 西海橋、寺島大橋、楠泊橋、箕島大橋、新神浦橋、若松大橋、斑大橋、漁生浦橋、鷹島肥前大橋、万関橋、郷ノ浦大橋、平戸大橋、戸岐大橋、生月大橋、福島大橋、荒川橋、四谷河内橋、本郷橋、頭ヶ島大橋、大島大橋、樺島大橋、中尾川大橋、三杉大橋、相浦港大橋、崎戸橋、大船越橋、伊王島大橋の27橋を対象とする。	4件以上	6.0
	3件	4.5
	2件	3.0
	1件	1.5
	実績なし	0

作成要領
<p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）の写し、契約書の写し、発注機関の証明書等のうち、業務内容・数量等の実績確認に必要なもの）を添付すること。</p>

①-2：企業の業務成績評定

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 工事成績評定の要件</p> <p>公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間（令和5年10月1日から令和7年9月30日まで【2023年10月1日から2025年9月30日まで】）に完了した長崎県発注の設計業務で、最終契約金額500万円以上の業務成績評定の平均点とする。（ただし、長崎県発注の設計業務の実績を有さない場合は、国土交通省九州地方整備局が発注した最終契約金額100万円以上の設計業務の業務成績評定の平均点とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務完了確認書」の通知日が対象期間の範囲内にあるものとする。</li> <li>・九州地方整備局発注業務の場合は、「業務完成日」が対象期間の範囲内にあるものとする。</li> </ul>	<p>80点以上 （九州地方整備局の成績評定83.3点以上）</p>	4.0
	<p>75点以上 80点未満 （九州地方整備局の成績評定78.1点以上83.3点未満）</p>	3.0
	<p>70点以上 75点未満 （九州地方整備局の成績評定72.9点以上78.1点未満）</p>	2.0
	<p>65点以上 70点未満 （九州地方整備局の成績評定67.7点以上72.9点未満）</p>	1.0
	<p>65点未満 （九州地方整備局の成績評定67.7点未満）</p>	0

作成要領及び特記事項
<p>作成要領</p> <p>○事前審査制度を活用しない場合の提出資料</p> <p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、業務成績評定一覧表を作成し添付すること。</p> <p>② 九州地方整備局の実績で申請する場合は、九州地方整備局が発行した委託業務等成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>③ 平均評定点は、少数第一位切り捨てとする。ただし、九州地方整備局の業務成績評定で申請する場合は、</p>

<p>少数第二位切り捨てとする。</p> <p>○事前審査制度を活用する場合の提出資料</p> <p>①「結果通知書」の写しを添付し、「業務成績評定一覧表」の提出は不要とする。</p>
<p>特記事項</p> <p>① 業務成績評定一覧表と長崎県データベースを照合する。</p> <p>② 九州地方整備局の業務成績評定の平均点は評価基準の（ ）内の平均評価点で評価する。</p>

①-3：県内での同種業務受注実績

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 同種業務の要件</p> <p>公告日の属する年度の直前5ヵ年度（令和3年度【2021年度】）から公告日までに完了した長崎県が発注した同種業務を、元請として受注した県内での業務実績の有無を評価する。</p> <p>・同種業務の条件に該当するもの</p> <p>長崎県発注の重点維持管理橋梁のうち、下記橋梁における橋梁点検を元請けとして完了した実績を有すること。</p> <p>西海橋、寺島大橋、楠泊橋、箕島大橋、新神浦橋、若松大橋、斑大橋、漁生浦橋、鷹島肥前大橋、万閑橋、郷ノ浦大橋、平戸大橋、戸岐大橋、生月大橋、福島大橋、荒川橋、四谷河内橋、本郷橋、頭ヶ島大橋、大島大橋、樺島大橋、中尾川大橋、三杉大橋、相浦港大橋、崎戸橋、大船越橋、伊王島大橋の27橋を対象とする。</p>	管内での実績あり	4.0
	県内での実績あり	2.0
	実績なし	0
作成要領		
<p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（テクリスの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等のうち、業務内容・数量等の実績確認に必要なもの）を添付すること。</p>		

①-4：災害支援協定

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 災害支援協定の要件</p> <p>公告日において、大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」等の協定を、県北振興局長と各業界団体の長が締結した団体に加入しているものを評価する。</p>	加入している	2.0
	加入していない	0
作成要領		
<p>○事前審査制度を活用しない場合の提出資料</p> <p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>② 「当該企業が所属する協定団体が証明する資料」、及び「団体に所属する者の名簿」を添付すること。</p> <p>○事前審査制度を活用する場合の提出資料</p> <p>①「結果通知書」の写しを添付すること。</p>		

①-5：県内在住技術者の雇用

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 雇用状況の要件</p> <p>申請者が雇用する全有資格者（本店、支店等営業所に所属する者）のうち、令和8年4月1日【2026年4月1日】（※公告日の属する年度）時点で長崎県内に住所を有する者の割合、及び、建設コンサルタント部門登録に係る技術管理者のうち、令和8年4月1日【2026年4月1日】（※公告日の属する年度）時点で長崎県内に住所を有する者の割合とする。ただし、長崎県内に本店を有する者については、①、②とも1/2以上とし、資料の提出は不要とする。</p> <p>① 「入札参加資格名簿」に記載された全有資格者のうち、長崎県内に住所を有する者の割合</p> <p>② 建設コンサルタント部門登録に係る技術管理者のうち、長崎県内に住所を有する者の割合</p>	①、②とも1/2以上	2.0
	①、②どちらかが1/2以上	1.0
	①、②どちらも1/2未満	0
作成要領		
<p>○事前審査制度を活用しない場合の提出資料</p> <p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（マイナンバーの記載がない住民票の写し、資格証明書等の写し、九州地方整備局確認済の「建設コンサルタント現況報告書」）を添付すること。</p> <p>○事前審査制度を活用する場合の提出資料</p> <p>① 「結果通知書」の写しを添付すること。</p>		

①-6：県内在住女性・若手職員の雇用

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 雇用状況の要件</p> <p>申請者が雇用する者（本店、支店等営業所に所属する者）のうち、令和8年4月1日【2026年4月1日】（※公告日の属する年度）時点で長崎県内に住所を有する女性職員、又は35歳以下の若手職員を公告日から遡って3年以上継続して雇用していることを評価する。</p> <p>なお、技術職員、事務職員の区別や契約の種別（正社員、契約社員、派遣、パート）及び勤務形態（固定時間制、シフト・交代制など）は問わない。</p>	雇用あり	2.0
	雇用なし	0
作成要領		
<p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（マイナンバーの記載がない住民票の写し、雇用を証する資料（雇用契約書、健康保険証等の写し））を添付すること。</p>		

【②配置予定管理技術者の経験及び能力（加算点計 30点）】

②-1：配置予定管理技術者の資格

評価内容	評価基準	配点
<p>○資格の種類</p> <p>公告日において、記①～②のいずれかの資格を取得しているものとする。</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門（選択科目「建設」）</p>	①に該当する資格	5.0

建設部門 (選択科目「鋼構造物及びコンクリート」) ・土木学会認定技術者(上級土木技術者(橋梁)コースB) ②・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」) ・土木学会認定技術者(1級土木技術者(橋梁)コースB) ・国土交通大臣が認定した技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」) )	②に該当する資格	2.5
	その他	0
作成要領		
① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料(資格証明書等の写し、又は国土交通大臣が認定した技術管理者(認定技術者)で証明する場合は、九州地方整備局確認済の「建設コンサルタント現況報告書」)を添付すること。		

②-2: 配置予定管理技術者の同種業務実績

評価内容	評価基準	配点
○ 同種業務の要件 公告日の属する年度の直前5ヵ年度(令和3年度【2021年度】)から公告日までに完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体、及び公社が発注した同種業務の管理技術者としての実績の有無を評価する。 ・同種業務の条件に該当するもの 長崎県発注の重点維持管理橋梁のうち、下記橋梁における橋梁点検を元請けとして完了した実績を有すること。 西海橋、寺島大橋、楠泊橋、箕島大橋、新神浦橋、若松大橋、斑大橋、漁生浦橋、鷹島肥前大橋、万関橋、郷ノ浦大橋、平戸大橋、戸岐大橋、生月大橋、福島大橋、荒川橋、四谷河内橋、本郷橋、頭ヶ島大橋、大島大橋、樺島大橋、中尾川大橋、三杉大橋、相浦港大橋、崎戸橋、大船越橋、伊王島大橋の27橋を対象とする。	実績あり	5.0
	実績なし	0
作成要領		
① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料(テクリスの写し、契約書の写し等で、業務内容・数量等の実績確認に必要なもの)を添付すること。		

②-3: 配置予定管理技術者の手持ち業務件数

評価内容	評価基準	配点
○ 手持ち業務の要件 公告日現在において、契約金額100万円以上の管理技術者となっている全ての手持ち業務(国、特殊法人等又は地方公共団体、及び公社が発注した業務)の件数とする。	3件未満	10.0
	3件以上 5件未満	5.0
	5件以上	0
作成要領		
① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料(テクリスの写し等で、業務内容・数量等の実績確認に必要なもの)を添付すること。		

②-4：配置予定管理技術者の業務成績評定

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 業務成績評定の要件</p> <p>公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間（令和5年10月1日から令和7年9月30日まで【2023年10月1日から2025年9月30日まで】）に完了した長崎県発注の設計業務（※1）及び国土交通省九州地方整備局発注の設計業務（※2）における業務成績評定のうち3件の平均点とする。ただし、九州地方整備局発注の実績は、長崎県の業務成績評定に換算するものとする。なお、長崎県及び九州地方整備局の実績を合わせた件数が3件に満たない場合は、その平均点に該当する評価基準から1基準引き下げた評価とする。</p> <p>※1：管理技術者として従事した最終契約金額500万円以上の設計業務</p> <p>※2：管理技術者として従事した最終契約金額100万円以上の設計業務</p> <p>・「業務完了確認書」の通知日が対象期間の範囲内にあるものとする。</p> <p>・九州地方整備局発注業務の場合は、「業務完成日」が対象期間の範囲内にあるものとする。</p> <p>○ 当該申請における代表構成員の配置予定管理技術者の業務成績評定とする。（※公告する業務の発注形態が共同企業体の場合記載すること。）</p>	80点以上	10.0
	75点以上 80点未満	7.5
	70点以上 75点未満	5.0
	65点以上 70点未満	2.5
	65点未満	0.0
作成要領及び特記事項		
<p>作成要領</p> <p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、「技術資料」（配置予定技術者の経験及び能力）の配置予定技術者の業務成績評定に記載すること。</p> <p>② 九州地方整備局の実績で申請する場合は、九州地方整備局が発行した委託業務等成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>③ 平均評定点は、少数第一位切り捨てとする。</p>		
<p>特記事項</p> <p>① 「技術資料」の配置予定技術者の業務成績評定と長崎県データベースを照合する。</p> <p>② 九州地方整備局の業務成績評定の平均点は評価基準の（ ）内の平均評定点で評価する。</p>		

4 提出書類

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料を、以下により適切に提出しなければならない。
- (2) 入札参加の申請資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの  
 共通事項書（建設関連業務委託）3の(1)のイ、ウ  
 様式第4号の法令による資格・免許については、資格・免許を証明する書面の写しを添付すること。なお、配置技術者を法令等で定められた資格によらず、同等の能力と経験を有する技術者により申請する場合は、共通事項書（建設関連業務委託）3の(1)のウの「配置予定技術者調書(管理技術者、照査技術者)(実施要綱 様式第4号)」に準じて、経験年数と経験を確認できる内容を技術者（管理技術者及び照査技術者）毎に記載し、同様式を必ず提出すること。
- (3) その他技術資料等として、入札書と同時に、次に掲げる書類を提出すること。  
 共通事項書（建設関連業務委託）3の(2)のア、ウ、エ、オ、カ及びキ
- (4) 指定された提出資料については、下記事項に留意すること。
  - ① PDFファイルに変換した電子データを提出するものとする。ただし、共通事項書3(2)のア（様式1号：技術資料（企業・配置予定管理技術者の経験及び能力）については、公告に添付されたExcelファイルで提出すること。
  - ② 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。

- ③ 提出された電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。
- ④ 長崎県電子入札補助システムへの電子データの提出（アップロード）は指定された場所に保存することとし、指定の場所に保存していない場合は未提出とする。
- ⑤ 電子入札補助システムで提出するExcelファイル（様式1号、様式2号）について、ファイルのシートの追加やシート名の変更を行った場合は無効とする。

(5) 紙入札に移行した場合における提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参のみ受付	電子媒体（CD）2部

注：電子媒体（CD）については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体（CD）には、指定された資料を収めること。なお、収める資料については、4（4）に準じること。
- ② CD-Rのラベルには「業務番号」、「業務名」、入札参加者の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。
- ③ 電子媒体に収めたファイル名は、「商号」又は「名称」とすること。
- ④ 提出された電子媒体の電子データが、発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。

5 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県 土木部 道路建設課 調整班	TEL095-894-3041 FAX095-820-0683	〒851-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
業務・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県 土木部 道路維持課 維持補修班	TEL095-894-3144 FAX095-820-0683	

6 入札日程

【交付について】 競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和8年6月17日(水曜日)から 令和8年7月2日(木曜日)まで	① 書類様式 長崎県ホームページ ( <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/">https://www.pref.nagasaki.jp/</a> ) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」から入手すること。 ② 技術資料 「入札情報サービスポータルサイト」より入手すること。 ③ 入札説明書 電子入札補助システムにより入手すること。
【質問について】 入札説明書に関する質問期間及び場所	【質問期間】 令和8年6月18日(木曜日)から 令和8年6月25日(木曜日)まで	電子入札補助システム又は5の各担当部局・入札質問書を提出する前に5の入札・契約担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。
上記回答期限及び回答方法	令和8年6月29日(月曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、電子入札補助システムにて回答

【入札書等の提出】 入札書及び競争参加資格の確認資料《4(2)で指定する資料》の提出及び技術資料等《4(3)で指定する資料》の提出に係る日時及び場所及び方法	令和8年6月30日(火曜日)から 令和8年7月2日(木曜日)まで	・入札書 電子入札システムにより提出する。 ・競争参加資格の確認資料等 電子入札補助システムにより提出する。 ・様式1号については、公告に添付された <u>最新のExcelファイル</u> で提出すること。
開札日時及び場所	令和8年7月3日(金曜日) 午前10時から	長崎県庁6階 入札室 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3041

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 書類様式及び入札説明書は、郵送での配布は行わない。

(注3) 入札説明書に関する質問は、原則として電子入札補助システムにより行うこと。

ただし、電子入札補助システムが利用できない場合は、書面により郵送で行うこと。(時間的に不可能でやむを得ない場合は電送(FAX)も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。)なお、質問者は郵送又は電送(FAX)を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(注4) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

## 7 入札保証金 免除

## 8 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額とする。ただし、県財務規則第112条第1項各号に掲げる担保の提供、第113条第1号に規定する履行保証保険証券又は同条第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

## 9 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は「試行要領」第21条の規定に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「技術資料等」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

### (2) 総合評価の方法

ア 「評価値」は、次の算出方法により算定する。

#### 1) 「評価値」の算出方法

「評価値」は、次式により算出する。

「評価値」= 価格評価点(a) + 技術評価点(b)

「評価値」は端数処理を行わないものとする。

「評価値」の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとするが、複数の「評価値」が同じ場合は差が生じるまで表示する。

2) 価格評価点(a)の算出方法

価格評価点(a)は、次式により算出する。

価格評価点(a)の算出方法

$$\text{価格評価点(a)} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は100点とし、入札価格及び予定価格の単位は円とする。

3) 技術評価点(b)の算出方法

技術評価点(b)は、「3(2)」の評価基準に基づき評価し、得られた得点とする。

技術評価点(b) = 技術評価の得点

4) 評価の審査順序

評価の審査順序は、(2)イにより算出される「仮の評価値」が最も高い者から審査する。技術資料等の審査の結果、評価値が最も高い者であると判明した場合は、その他の者の技術資料の審査は行わない。また、各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。

- ・各評価項目の自己審査点が技術資料等の審査結果より過大である場合は、技術資料等の評価点数を採用する。
- ・各評価項目の自己審査点が技術資料等の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

イ 「仮の評価値」は、次の算出方法により算定する。

1) 「仮の評価値」の算出方法

「仮の評価値」は、次式により算出する。

$$\text{「仮の評価値」} = \text{価格評価点(a)} + \text{仮の技術評価点(c)}$$

「仮の評価値」は端数処理を行なわないものとする。

「仮の評価値」の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとするが、複数の「仮の評価値」が同じ場合は差が生じるまで表示する。

2) 価格評価点(a)の算出方法

価格評価点(a)は、(2)ア2)により算出する。

3) 仮の技術評価点(c)の算出方法

仮の技術評価点(c)は、入札参加者が「3(2)」の評価基準に基づき自己審査を行い、それにより得られた得点（自己審査点）とする。

仮の技術評価点(c) = 自己審査点

10 入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

入札参加資格がないとされた理由に関する苦情申立期限	競争参加資格確認通知書による通知を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）	長崎県 土木部 道路建設課 調整班 TEL095-894-3041 FAX095-820-0683 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して2日以内（休日除く）	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）	
落札者とされなかった理由に関する苦情申立期間	入札結果表の公表をした日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)	
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)	

上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して 7日以内（休日を除く）
-----------------	---------------------------------

## 11 低入札調査の実施について

- (1) 長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領（令和2年9月30日2建企第363号。以下「低入札要領」という。）第3条に規定する低入札調査基準価格を下回り、かつ総合評価の審査の結果、落札者になりえる者になった入札者に対して、同要領第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査（以下「低入札調査」という。）を実施する。
- (2) (1)の調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者の入札は無効とする。
- (3) 「低入札調査対象者」は、資料等の提出の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領の運用について（令和2年9月30日2建企第364号）に規定する資料等を提出するものとする。なお、資料等については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、契約担任者が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りではない。
- (4) (3)の資料等の提出ができない場合は、その者の入札は無効とする。
- (5) 「低入札調査対象者」に対して、資料等の提出期限の翌日から起算して5日以内に提出された資料等の内容について聴取りにより調査を実施する。
- (6) (5)の聴取りに応じない場合は、その者の入札は無効とする。
- (7) 「低入札調査対象者」が虚偽の資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合、低入札要領第8条に基づき措置を講じる。

### (8) 契約条件の履行

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合は、次に掲げる条件の履行を求めるものとする。

- 1) 業務委託料の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
  - 2) 前払金の金額を業務委託料の2割以内とすること。
  - 3) 管理技術者は、当該業務の契約日から別の建設関連業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者として新たに配置してはならない。
  - 4) 配置予定管理技術者とは別に管理技術者と同等以上の能力を有する技術者1名（以下、「追加技術者」という。）を配置すること。
  - 5) 前号の追加技術者は業務完了まで、管理技術者を補助し、管理技術者と同様の職務を専任で行うものとする。なお、専任とは、契約日から業務完了日まで当該業務のみに従事するものとし、この期間は他の建設関連業務の技術者として配置されていないことをいう。
  - 6) 第三者による照査を実施すること。
- (9) 履行体制の確認

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約した場合は、契約の適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1) 業務開始前及び業務実施中
 

仕様書で定められた業務計画の内容について聴取りを行い、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、虚偽の資料提出及び説明をおこなったものとし、低入札要領第8条の規定に基づき措置を講じる。また、業務実施中は低入札要領第4条2項(3)から(5)について適宜確認を行い、不履行が判明した場合は、低入札要領第8条の規定に基づき措置を講じる。
- 2) 業務完了時
 

業務完了時には、低入札要領第5条の規定に基づき提出した資料を、実施額に修正した資料で再提出を行うものとし、達成状況の確認を行い、その結果を業務成績評定において反映させるものとする。

### (10) 品質確保の体制

調査の結果、低入札調査対象者と契約を締結する場合においては、第三者による照査を行うものとし、第三者の選定については、次に掲げる要件を全て満たすものから選定しなければならない。

- 1) 入札公告において定める当該業務の競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。

- 2) 長崎県入札参加資格者名簿に登載された事業者であること。
  - 3) 公告の日から照査業務を請け負う日までの期間に「長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領(平成12年4月27日長崎県告示第599号の6)」により指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - 4) 当該入札の参加者でないこと。
  - 5) 落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- 2 第三者の照査を実施する技術者は、業務の節目毎にその成果について内容を確認し、照査の結果を管理技術者に報告しなければならない。また、発注者と打ち合わせを行う際及び業務の検査時は、第三者の照査を実施する技術者も必ず同席しなければならない。
  - 3 第三者の照査結果は、報告書として取りまとめ、落札者、第三者が署名捺印のうえ、業務完了までに契約担任者に提出すること。
  - 4 第三者の照査に要する費用はすべて落札者の負担とする。

## 12 その他

- (1) 入札結果、本公告は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。  
土木部ホームページ (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)
- (2) 不明な点に関する問い合わせ先
  - ア 提出書類、入札及び契約に関すること  
5の入札・契約担当部局
  - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること  
5の業務・技術担当部局